

序論 立地適正化計画について

1 立地適正化計画制度とは

我が国では2005年(平成17年)より「人口減少社会」が叫ばれ、2015年(平成27年)の国勢調査結果で、1920年(大正9年)の調査開始以来、初めて総人口が減少しました。人口の急激な減少と高齢化が進展する我が国の都市における今後のまちづくりは、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題です。

こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居などがまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設などにアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、【コンパクト・プラス・ネットワーク※】の考えを進めていくことが重要とされ、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、2014年(平成26年)に都市再生特別措置法(以下、「法」という)が改正されました。

この法改正により市町村は、居住や医療・福祉・商業、公共交通などのさまざまな都市機能※を考慮し、都市全域を見渡したマスタープランとなる【立地適正化計画】を策定できるようになりました。

■立地適正化計画の意義と役割

①都市全体を見渡したマスタープラン

立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版です。

②都市計画と公共交通の一体化

居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、【コンパクト・プラス・ネットワーク】のまちづくりを進めます。

③都市計画と民間施設誘導の融合

民間施設の整備に対する支援や立地を緩やかに誘導する仕組みを用意し、インフラ整備や土地利用規制など従来の制度と立地適正化計画との融合による新しいまちづくりが可能になります。

④市街地空洞化防止のための選択肢

居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールできる、市街地空洞化防止のための新たな選択肢として活用することが可能です。

⑤時間軸をもったアクションプラン

計画の達成状況を評価し、状況に合わせて、都市計画や居住誘導区域を不断に見直すなど、時間軸をもったアクションプランとして運用することで効果的なまちづくりが可能になります。

⑥まちづくりへの公的不動産の活用

財政状況の悪化や施設の老朽化等を背景として、公的不動産の見直しと連携し、将来のまちのあり方を見据えた公共施設の再配置や公的不動産を活用した民間機能の誘導を進めます。

資料：国土交通省(立地適正化計画概要パンフレット)

「※」：解説がある用語

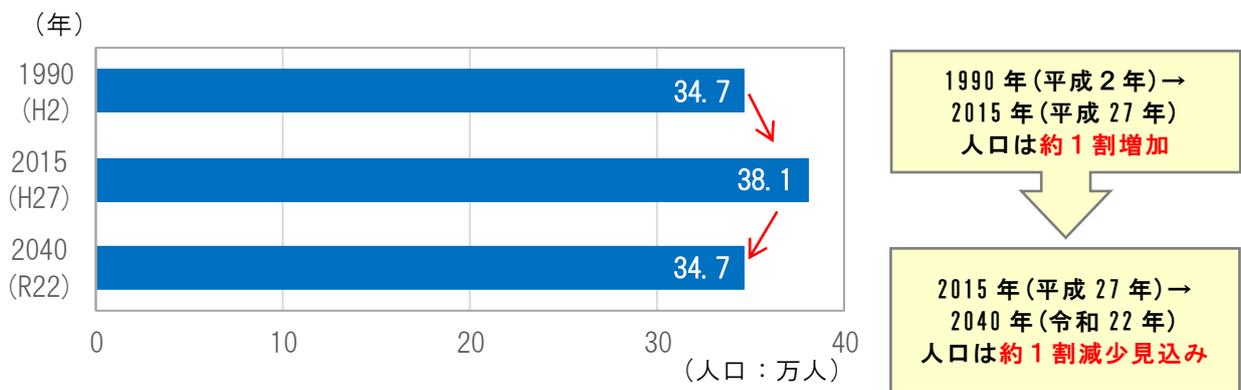
2 立地適正化計画策定の背景・目的

本市の人口は、1990年(平成2年)から2015年(平成27年)で約1割増加しています。また、人口集中地区(DID)*面積も増加傾向で推移しており、市街地の拡大が見られます。

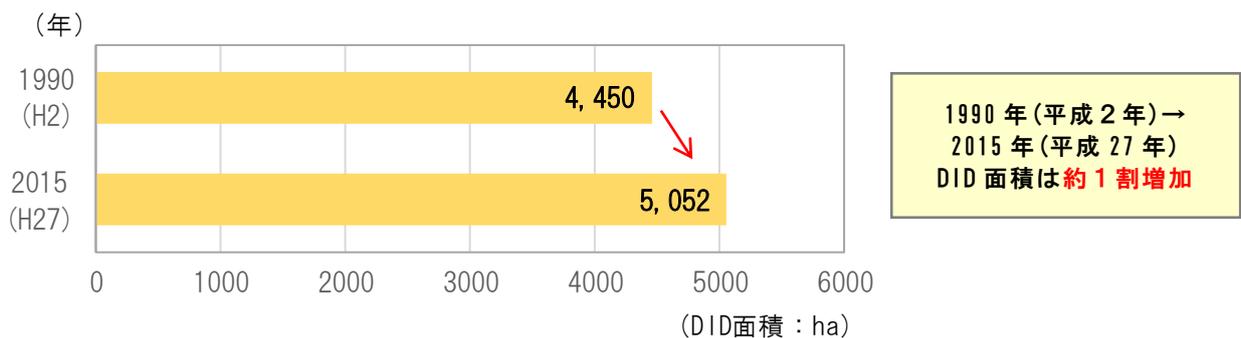
しかし、将来的な人口減少による人口密度の低下や、高齢化の進展により、商業や医療、福祉、子育て、公共交通などの日常生活サービス*の維持・提供が困難になる恐れがあります。また、拡大した市街地に対するインフラの維持・更新に係るコストが大きな負担になることも懸念されます。

こうしたことから、本市においても立地適正化計画を策定することとし、市街地の人口密度の維持や拠点への都市機能の集積を図るとともに、公共交通ネットワーク*を活かした利便性を確保していくことで、暮らしやすい持続可能なまちづくりを目的とします。

■人口推移



■DID面積の推移



資料：国勢調査、「日本の地域別将来推計人口(2018年(平成30年)推計)」, 国立社会保障・人口問題研究所

3 立地適正化計画に定める事項など

立地適正化計画では、医療・福祉・商業などのサービスの効率的な提供を図るため、都市機能を誘導する【都市機能誘導区域】や、一定のエリアにおいて人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティの維持を図るために居住を誘導する【居住誘導区域】を定めます。

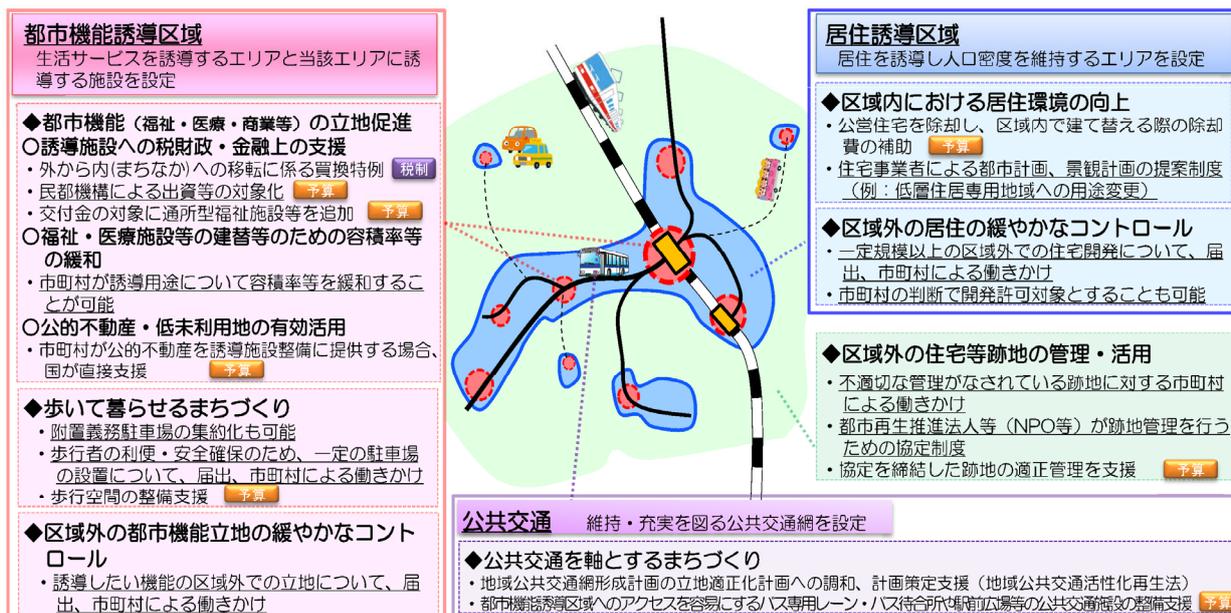
これらの区域に都市機能や居住を誘導するため、必要な施設・施策を位置づけるほか、都市機能誘導区域外で誘導施設の建築などを行う場合や、居住誘導区域外で一定規模以上の開発（3戸以上の新築など）を行う場合などに、市へ事前の届出が義務づけられることとなります。

また、立地適正化計画を策定することで、誘導施設の整備などにあたり、様々な支援措置や都市計画上の特例措置を活用することが可能となります。

■立地適正化計画の記載内容と考え方

対象区域		<ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画の区域は、都市計画区域※内であればなりません。都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を立地適正化計画の区域とすることが基本となります。 立地適正化計画には、居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めるとともに、原則として、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を定めます。
基本的な方針		<ul style="list-style-type: none"> 当該市町村の現状の把握・分析を行い、課題を整理した上で、中長期的に都市の生活を支えることが可能となるようなまちづくりの理念や目標、目指すべき都市像を設定します。
都市機能誘導区域	区域	<ul style="list-style-type: none"> 医療・福祉・商業などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。
	誘導施設	<ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域ごとに定める立地を誘導する都市機能増進施設※です。
居住誘導区域		<ul style="list-style-type: none"> 人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域です。

■立地適正化計画のイメージと誘導策



資料：国土交通省（改正都市再生特別措置法等について）

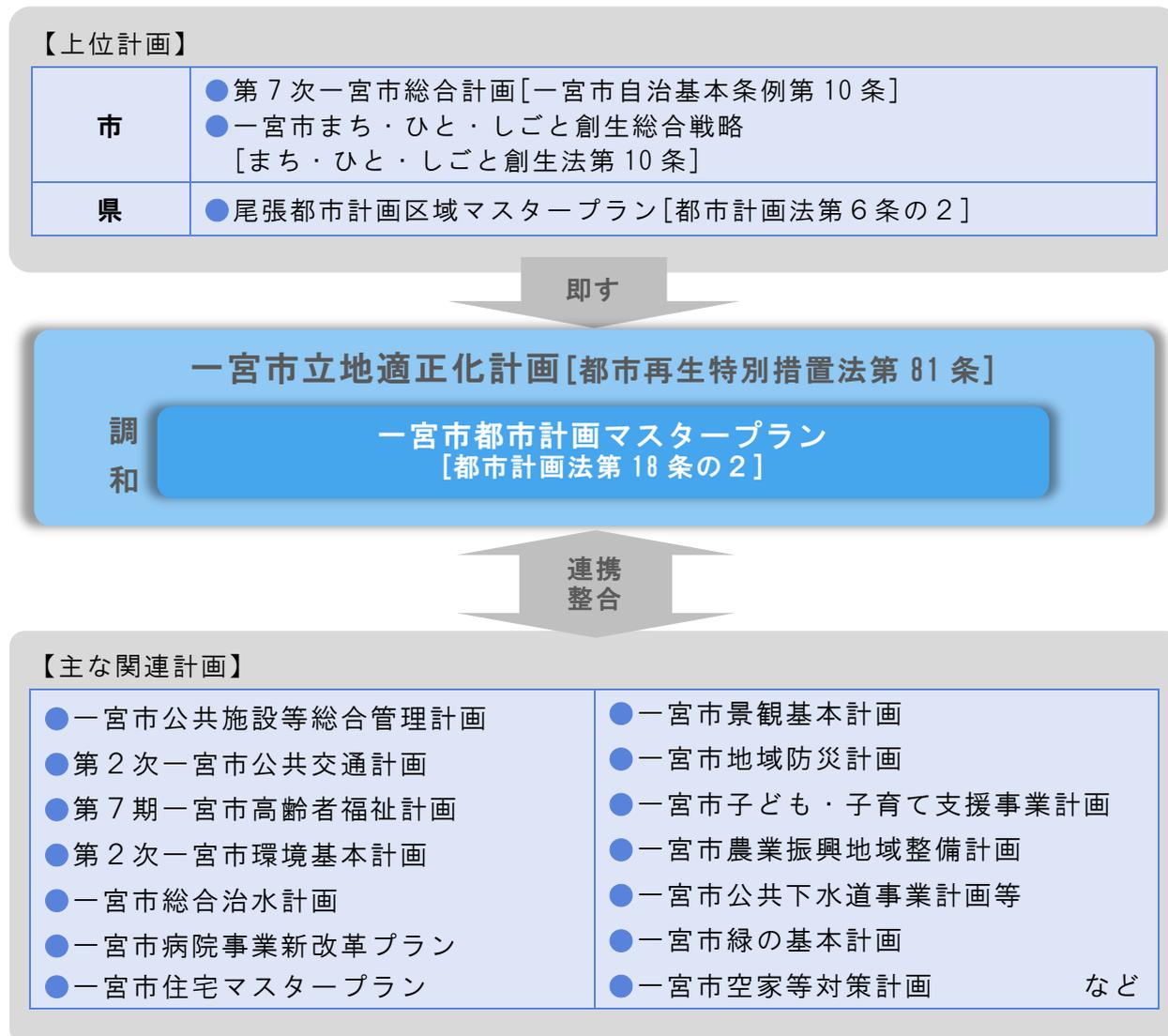
4 計画の位置づけと上位関連計画

立地適正化計画は、市の上位計画である総合計画、県が策定する都市計画区域マスタープランに即するとともに、市が策定する都市計画マスタープランとの調和が保たれ、かつ、都市の防災に関する機能の確保が図られるよう配慮されたものでなければならないとされています。

また、都市全体の観点から、居住機能や医療・福祉などの都市機能の立地、公共交通の充実などに関する包括的なマスタープランとして機能するものであるため、公共交通施策、商業施策、住宅施策、医療・福祉施策、農業施策など多様な分野の計画との連携が求められます。

このため、本計画は、「第7次一宮市総合計画」や「一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「尾張都市計画区域マスタープラン」に即しつつ、各種関連計画との連携・整合をとりながら、「一宮市都市計画マスタープラン」と調和した計画として策定するものです。

■立地適正化計画の位置づけ



(1) 第7次一宮市総合計画(2018～27年度(平成30年度～令和9年度))

【都市将来像】

木曾の清流に映え、心ふれあう躍動都市 一宮

【5つのプラン】

Plan	施策
健やかに いきる	施策1 健康寿命の長いまちづくりに取り組みます 施策2 安心して子育てができる環境をつくり 施策3 適切な医療を受けていける体制を整 施策4 高齢者福祉の充実を図ります 施策5 障害者福祉の充実を図ります
快適に くらす	施策6 ごみを適正に処理し資源のリサイク 施策7 地球温暖化防止に取り組みます 施策8 環境教育を推進します 施策9 水と緑を活かしたまちをつくりま 施策10 良好な生活環境を確保します 施策11 総合的な住宅対策に取り組みま 施策12 公共交通網の整備を進めます 施策13 歩行者や自転車などが安全に通行で ける交通環境を整備します
安全・安心を 高める	施策14 災害に強い社会基盤を整備を進め 施策15 自主防災力向上を図ります 施策16 火災や救急に対する体制の強化を 施策17 交通事故を減らす取組を進めま 施策18 防犯対策を進めます
活力を 生み出す	施策19 既存産業や次世代産業の育成を支 施策20 意欲を持って働けるよう就労支援 施策21 女性の活躍できる環境をつくり 施策22 魅力が溢れる持続的発展性のある 施策23 幹線道路の整備を進めます
未来の人財 を育てる	施策24 子どもから青少年まで健全に育 施策25 学校教育施設を整備します 施策26 特色ある教育活動を実施しま 施策27 す・みる・さえるスポーツ活動を 施策28 歴史・文化に親しめる環境を整え

【2つのマネジメント】

Management	施策
人を呼び込む ～シティプロモーション～	施策1 子育て世代に選ばれるまちをつ 施策2 訪れてみたいまち、交流が盛
持続可能で 未来をつなげる	施策3 健全な財政運営に努めます 施策4 公共施設の適正な維持管理に 施策5 情報通信技術（ICT）を積極 施策6 適切な情報発信を行います 施策7 市民との協働を進めます

■ 多拠点ネットワーク型都市の構築



- 都市拠点(一宮駅周辺)
市域内外からの利用を想定した広域的な都市機能や、市街地のにぎわいをもたすために必要な都市機能が集積するエリア
- 副次的都市拠点(尾西庁舎・木曾川駅周辺)
都市拠点を補完し、市の北部、西部地域の高次の都市機能が集積するエリア
- 地域生活拠点(出張所・公民館等周辺)
日常生活を維持するため、利用頻度が高い生活便利施設が集積するエリア

凡例

- : 広域交通網
- : 主要幹線道路
- : 計画・整備中
- : 鉄道
- : 主要バス路線

(2)一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015~19年度(平成27~令和元年度))

「トカイナカ」で子育てにやさしく安心して暮らせるまち ~木曾川が育む自然と名古屋から10分の利便性を活かしたまちづくり~

【基本目標と基本的方向】

希望

基本目標1

「若い世代の希望をかなえ、充実した子育て環境と

子どもが健やかに学べるまち」をつくる

- ・ 出会い・結婚・妊娠・出産・子育てまでのトータル支援により若い世代の希望をかなえ、安心して子どもを産み育てられる環境を創出する。
- ・ 安心して子どもを預けられる環境整備と子育て世代の経済的負担軽減により、子育てしやすいまちを創出する。
- ・ 快適な学習環境の整備と創意工夫をした教育内容により、次世代を担う子どもが健やかに育ち学べる環境を創出する。

調和

基本目標2

「都会の利便性と田舎ののどかさが織りなす、

暮らしたくなるまち」をつくる

- ・ 名古屋から10分の利便性と田舎ののどかさを併せもつ「トカイナカ」の魅力を活かし、心豊かに暮らせるまちを創出する。
- ・ 木曾川の自然環境を活かし、自然とスポーツに親しみながら健康に暮らせるまちを創出する。
- ・ 中心市街地の活性化により、にぎわいのある魅力あふれるまちを創出する。

魅力

基本目標3

「一宮らしさをアピールし、ひとが集まる魅力あるまち」をつくる

- ・ 趣向を凝らした魅力あるイベントの開催や積極的なプロモーション活動を通じ、訪れてみたいまちを創出する。
- ・ 歴史ある文化や伝統の再発見、新しい観光資源の発掘により、魅力あるまちを創出する。
- ・ 名産品や特産品、モーニングサービスをはじめとしたオリジナルな食文化等の積極的な情報発信により、ひとをひきつけるまちを創出する。

活力

基本目標4

「企業誘致や既存産業の活性化により新たなしごとを創り、

働く力を育むまち」をつくる

- ・ 多様な手段による企業誘致により、新たな産業の定着と雇用を創出する。
- ・ 尾州テキスタイル産業をはじめとする市内産業の活性化により、付加価値を高め稼げる産業を創出する。
- ・ ワーク・ライフ・バランスへの取組みを支援し、働きやすい職場環境を創出する。

安心

基本目標5

「安心して快適に暮らせるまち」をつくる

- ・ 行政・市民・地域が一体となった交通安全・防災・防犯対策を推進し、安全・安心で快適なまちを創出する。
- ・ 行政サービスの推進により利便性を高めるほか、新たな地域公共交通を検討するなど、快適な暮らしを創出する。

(3) 第2期 一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略(2020~24年度(令和2~6年度))

「トカイナカ」で子育てにやさしく安心して暮らせるまち ～木曾川が育む自然と名古屋から10分の利便性を活かしたまちづくり～

【基本目標と基本的方向】

基本目標 1 「希望」

「若い世代の希望をかなえ、充実した子育て環境と 子どもが健やかに学べるまち」をつくる

- 出会い・結婚・妊娠・出産・子育てまでの支援や、子育て世代の経済的負担軽減により、個々人の希望に応じて、子どもを生み育てる環境を創出する。
- 安心して子どもを預けられる環境整備や、仕事と家庭の両立への支援を行い、働きながら子育てしやすいまちを創出する。
- 一宮市独自の創意工夫をした教育内容により、次世代を担う子どもが健やかに育ち学べる環境を創出する。

基本目標 2 「調和」

「都会の利便性と田舎ののどかさが織りなす、 暮らしたくなるまち」をつくる

- 名古屋から10分の利便性と、木曾川の自然環境という田舎ののどかさを併せもつ「トカイナカ」の魅力を活かし、移住・定住したくなるまちを創出する。
- 効率的で質の高い医療提供体制を構築するとともに、市民の健康に対する関心と意欲を高め、誰もが健康に暮らすことのできる環境を創出する。
- 中心市街地の活性化により、にぎわいのある魅力あるまちを創出する。

基本目標 3 「魅力」

「一宮らしさをアピールし、ひとが集まる魅力あるまち」をつくる

- 観光イベントに磨きをかけ、訪れたいまちを創出する。
- モーニングサービスをはじめとした一宮市独自の文化や特産物等を情報発信することにより、人を惹きつけるまちを創出する。
- 継続的な一宮のファンになってもらえるような工夫を凝らし、関係人口をより獲得できるまちを創出する。
- 歴史、文化などの地域資源を最大限に活かすとともに、注目の集まるスポーツイベントを誘致・開催するなど、魅力のあふれるまちを創出する。

基本目標 4 「活力」

「企業誘致や既存産業の活性化により新たなしごとを創り、 働く力を育むまち」をつくる

- 企業誘致を推進し、多様な産業のあるまちを創出する。
- 尾州テキスタイル産業をはじめとする市内産業の活性化を図るため、将来の担い手の人材の発掘・育成を行うとともに、付加価値を高め、稼げる産業を創出する。
- 地域経済を支える中小企業の持続的な発展と新たに創業する事務所への支援を行うとともに、農業分野では、6次産業化、地産地消、地域ブランド化を推進するなど、既存産業の育成・支援を行い、安定した雇用を創出する。

基本目標 5 「安心」

「安心して快適に暮らせるまち」をつくる

- 行政と地域・民間が協働し、防災・防犯体制の構築や、交通安全対策の充実・強化を進め、安全で安心な暮らしができるまちを創出する。
- AI・IoTやロボット技術などの未来技術を様々な分野で柔軟に取り込み、生活の利便性が高く、より快適に暮らせるまちを創出する。
- 公共交通の環境整備とともに、多様な主体との連携や新たなモビリティサービスの調査・研究を行い、生活に必要な施設にアクセスしやすいまちを創出する。

(4)尾張都市計画区域マスタープラン(2018~2030年(平成30~令和12年))

【都市づくりの基本理念】

広域からヒトやモノが集まるとともに、
歩いて暮らせる身近な生活圏が形成された都市づくり

【都市づくりの目標】

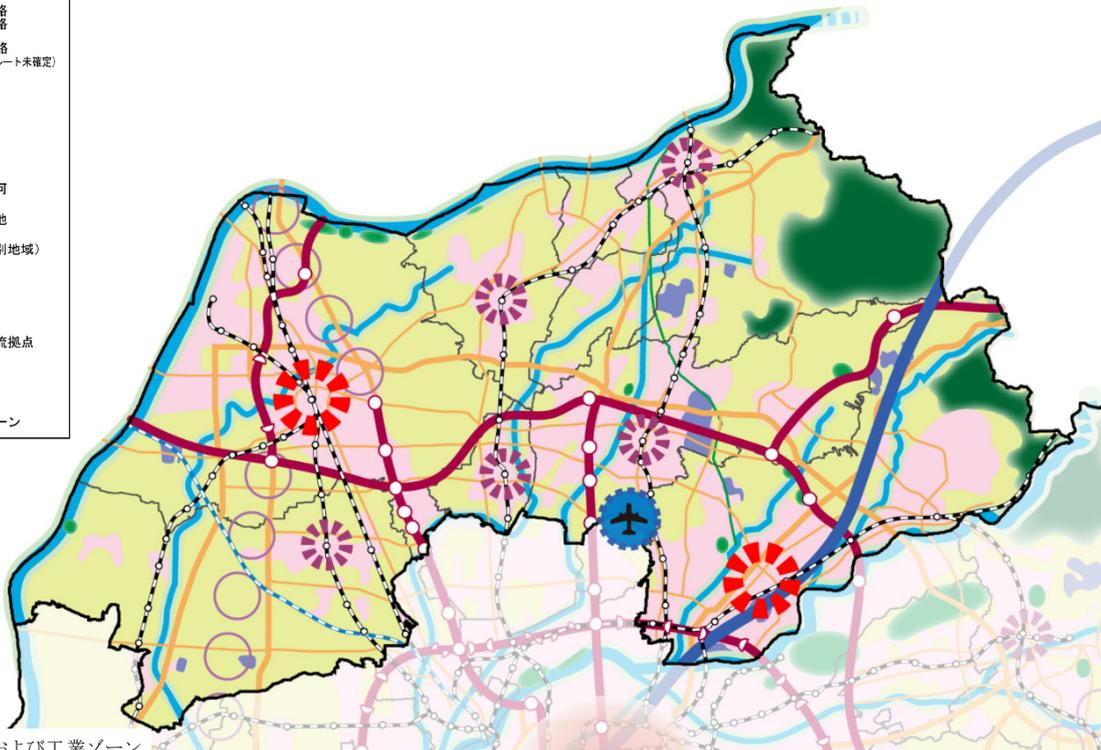
<p>①暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換に向けた主な目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・無秩序な市街地の拡大を抑制し、一宮駅およびJR春日井駅などの主要な鉄道駅周辺などの中心市街地や生活拠点となる地区を拠点として都市機能の集積やまちなか居住を誘導し、活力あるまちなかの形成を目指します。 ・都市機能が集積した拠点およびその周辺や公共交通沿線の市街地には多様な世帯の居住を誘導し、地域のコミュニティが維持された市街地の形成を目指します。また子育てしやすい環境などに配慮した若者世代が暮らしやすい市街地の形成を目指します。 ・各拠点へアクセスできる公共交通網を充実させ、利便性が確保された集約型都市が公共交通などの交通軸で結ばれた多核連携型のネットワークの形成を目指します。 ・今後も人口や世帯数の増加が見込まれる地域では、必要に応じて鉄道駅や市街化区域の周辺など、既存ストックの活用が可能な地区を中心に新たな住宅地の形成を目指します。 ・郊外の人口密度が低い集落地などでは、生活利便性や地域のコミュニティを維持していくため、日常生活に必要な機能の立地や地域住民の交流・地域活動などを促進する場の形成を目指します。 ・市街化調整区域に広がるDIDを中心とした人口密度の高い集落地などでは、集約型都市構造への転換に向けて、集落周辺部のさらなるスプロール化を抑制しつつ、都市部への居住を誘導するとともに、現在の生活利便性や地域のコミュニティ維持していくため、日常生活に必要な機能の維持を目指します。
<p>②リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進に向けた主な目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・犬山城をはじめとする歴史・文化資源、国営木曾三川公園をはじめとするスポーツ・レクリエーション資源などの地域資源を活かした地域づくりを進め、様々な対流を促進し、にぎわいの創出を目指します。また、昇龍道プロジェクトなどの中部圏の観光に資する観光地間の周遊性の向上を目指します。 ・歩行者・自転車に配慮した市街地の再整備や歴史・文化資源を活かした魅力ある都市空間・景観づくりを進めるとともに、農業や繊維産業などの地場産業が培ってきた地域の魅力を向上させ、多彩な対流・ふれあいを生み出し、街のにぎわいの再生を目指します。 ・県営名古屋空港や県内外を連携する広域交通体系を最大限活用するとともに、リニア開業による首都圏との時間短縮効果を全県的に波及させるため、県内都市間、都市内における交通基盤の整備を進め、質の高い交通環境の形成を目指します。 ・広域幹線道路の整備を促進するなど、世界とつながる玄関口となる中部国際空港や名古屋港などのアクセス性の向上を目指します。 ・道路の交通を著しく阻害している踏切において、沿線のまちづくりと連携した道路と鉄道の立体交差化を進めるなど、道路と鉄道の機能強化を目指します。
<p>③力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進に向けた主な目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工作機械産業などの既存産業の高度化や航空宇宙産業などの次世代産業の創出、新たな産業立地の推進を図るため、既存工業地周辺や広域交通の利便性が高い地域、物流の効率化が図られる地域に新たな産業用地の確保を目指します。 ・経済活動の効率性の向上や生産力の拡大を図るため、広域幹線道路網の充実や空港、港湾、高速道路インターチェンジ、産業集積地などへのアクセス道路の整備を推進します。 ・無秩序な市街地の拡大や都市機能の立地を抑制するなど適正な土地利用の規制・誘導により農業を支える基盤である優良農地の保全を目指します。 ・農地を守るために必要となる農村集落については、日常生活に必要な機能や生活基盤を確保し、居住環境や地域のコミュニティの維持を目指します。

④大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保に向けた目標

- ・木曽川周辺などの洪水・内水による浸水、東部の土砂災害が想定されるなどの災害危険性が高い地区では、災害リスクや警戒避難体制の状況、災害を防止・軽減する施設の整備状況または整備見込などを総合的に勘案しながら、土地利用の適正な規制と誘導を図り、安全安心な暮らしの確保を目指します。
- ・道路、橋梁、河川などの都市基盤施設の整備や耐震化を推進するとともに、公共施設や避難路沿道の建築物などの耐震化を促進し、市街地の災害の防止または軽減を目指します。
- ・被災時の救急活動や物資輸送を支える緊急輸送道路を整備するとともに、避難場所や防災活動の拠点となる公園の適正な配置を促進し、災害に強い都市構造の構築を目指します。
- ・市街化の進展が著しく、特定都市河川流域に指定された新川流域では、雨水を貯留・浸透させる施設の設置などの流出抑制を促進します。
- ・地域住民との協働による事前復興まちづくりの取組など速やかな復興への備えを推進します。
- ・都市計画道路の整備や交通安全対策を推進し、また生活関連施設を結ぶ経路を中心に歩行経路のバリアフリー化や自転車利用空間のネットワーク化を進め、安全安心に移動できる都市空間の形成を目指します。

⑤自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進に向けた目標

- ・中央部や南西部の農地、東部の樹林地などの緑地では、無秩序な開発を抑制するなど、適正な土地利用の規制・誘導を図り、豊かな自然環境を保全します。
- ・市街地では防災空間や潤いとやすらぎを与えるオープンスペースを確保し、都市農業の振興や良好な都市環境の形成を図るため、地域特性に応じて農地などの緑地の保全や民有地の緑化を推進します。
- ・新たな市街地の開発にあたっては、公共施設における質の高い緑地の確保、民有地の緑化の推進、ため池や河川による水辺・緑のつながりの確保などにより、生態系ネットワークの形成に配慮し、豊かな生物多様性を育む都市づくりを目指します。
- ・公共交通の利用促進により自動車に過度に頼らない集約型都市構造への転換、建築物の低炭素化、緑地の保全や緑化の推進を実施し、都市部における低炭素化を目指します。
- ・木曽川、庄内川、五条川、内津川、日光川などの河川や木曽川周辺の大規模な公園、緑地などを活用した自然的環境インフラネットワークの形成を目指します。



※市街地ゾーンおよび工業ゾーンはH31年のおおむねの市街化区域を表示しています。

(5)一宮市都市計画マスタープラン(2020~30年(令和2~12年))

【都市将来像】

都会の利便性と田舎の豊かさが織りなす、だれもが住みよいまち
～多拠点ネットワーク型都市の構築～

【都市づくりの目標】

■目標1「持続可能で安心・安全な都市構造の構築」

- ・人口の集約による持続可能な都市
- ・公共交通や自転車・歩行者が利用しやすく、環境負荷の少ない都市
- ・災害や事故に対する安全性が高い都市

■目標2「都市機能の集積による拠点の強化」

- ・尾張地方の中核都市として、高密度な中心市街地が形成された都市
- ・生活圏に応じ、機能分担した拠点が形成・連携された都市
- ・広域交通体系を活かした産業拠点が構築された都市

■目標3「誰もが豊かに暮らし続けることができる生活環境の確保」

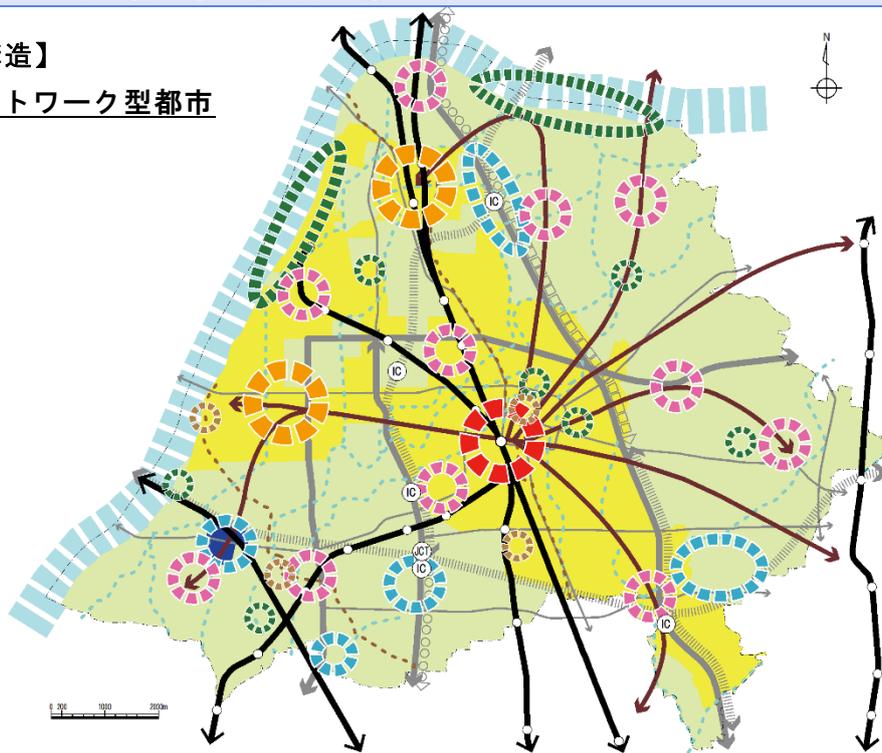
- ・多様な生活ニーズに対応し、利便性の高い都市
- ・身近な自然を守り、これを活用する都市
- ・地域コミュニティが守られる都市

■目標4「愛着と誇りの持てる地域文化の形成と継承」

- ・地域の歴史や文化が継承される都市
- ・新たな交流が生まれ、更なる愛着と誇りが持てる都市
- ・多様なまちづくりの担い手が活動する都市

【将来都市構造】

多拠点ネットワーク型都市



凡例

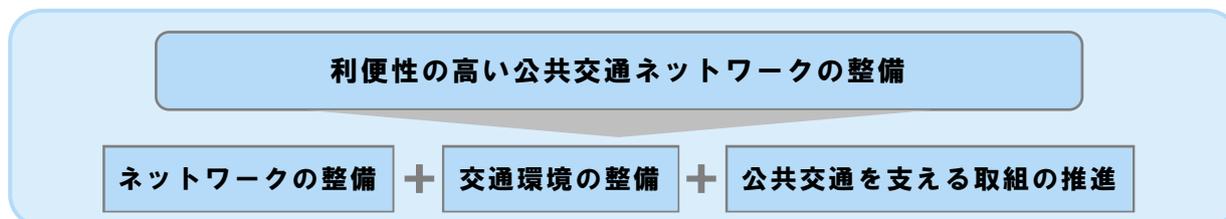
<ゾーン>	<拠点>	<ネットワーク>
<ul style="list-style-type: none"> 都市居住ゾーン 田園環境共生ゾーン 工業集積ゾーン 	<ul style="list-style-type: none"> 都市拠点 副次的都市拠点 地域生活拠点 産業拠点 レクリエーション拠点(大規模公園等) 歴史文化拠点 	<ul style="list-style-type: none"> 広域幹線道路 (計画路線調査区間) 幹線道路 (計画路線) 幹線道路 公共交通 鉄道 主要バス 水と緑のネットワーク 都市と歴史のネットワーク

(6) 第2次一宮市公共交通計画(2018～22年度(平成30～令和4年度))

【都市将来像】

過度に車に依存せず、誰もが安心して快適に暮らすことができるまちをめざし、
～ 地域、交通事業者、市が連携・協働し、
利便性の高い持続可能な公共交通ネットワークを整備する ～

【第2次計画で目指す公共交通の方針】



方針

- ・都市計画マスタープランを支える公共交通ネットワークの強化と利便性の向上
- ・路線間や小規模な交通不便地域の解消
- ・今後も増え続ける運転に不安を抱える高齢者や運転免許を持たない交通弱者が、自動車に過度に依存せず、快適に外出できる移動手段の確保
- ・地域、交通事業者、市の各関係者が連携のもと、公共交通を積極的に利用する意識の啓発と向上
- ・変化する社会環境に即した従来の枠組みにとらわれない方策の研究

【計画の基本方針】

基本方針1「都市活動を支える体系的な公共交通ネットワークを整備する」

- 施策1：ネットワークの維持・機能強化(維持・補完)
◎機能強化・補完、利便性の向上によりネットワークを維持
- 施策2：交通不便地域の解消(新規)
◎タクシーを活用した交通手段の導入・確保
- 施策3：既存の枠組みにとらわれない新たな移動手段の研究や検討(新規)
◎ネットワークの補完・充実のための新たな移動手段の研究、導入検討

基本方針2「利用しやすい公共交通環境を整備する」

- 施策1：公共交通利用に関する情報提供(継続・拡充)
◎分かりやすい公共交通の情報発信
- 施策2：公共交通の利用満足度の向上(継続)
◎利用環境や乗り継ぎ環境、待合環境の改善
- 施策3：公共交通の利用啓発の促進(継続)
◎積極的な公共交通への転換を促進する利用啓発

基本方針3「地域、交通事業者、市が連携して公共交通を支える」

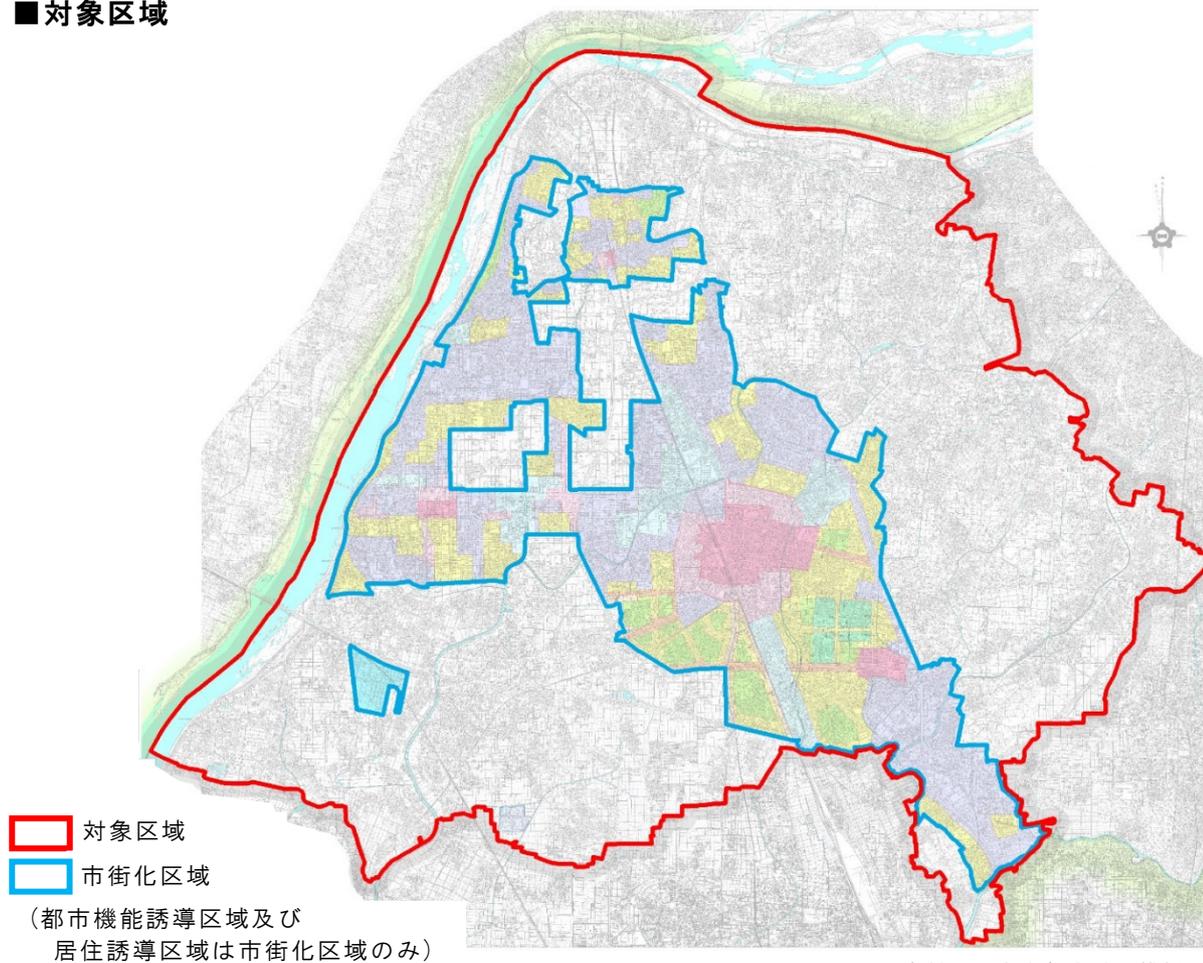
- 施策1：地域、交通事業者、市の協働による公共交通の維持(継続)
◎連携・協働による公共交通の維持・確保
- 施策2：地域が主体となった取組の推進(継続)
◎マイバス意識の向上と利用促進、利用啓発活動
- 施策3：バスを通じた地域コミュニティ活動の活性化(継続)
◎バスを通じたコミュニティの活性化

5 計画の対象区域と計画期間

(1) 対象区域

本計画は、法第81条に都市計画区域内の区域について作成することができると規定されていることから、都市計画区域全域(=市域全域)を対象とします。なお、都市機能誘導区域及び居住誘導区域については、市街化区域*内に定めることとされています。

■ 対象区域



資料：一宮市都市計画総括図

(2) 計画期間

立地適正化計画の検討にあたっては、1つの将来像として、おおむね20年後の都市の姿を展望することが考えられますが、あわせてその先の将来も考慮することが必要であるとされています。また、おおむね5年ごとに評価を行い、必要に応じて立地適正化計画や関連する都市計画の見直しなどを行うことが望ましく、動的な計画として運用すべきともされています。

そこで、本計画については、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、「一宮市都市計画マスタープラン」との整合をとり、**2019年(令和元年)～2040年(令和22年)**を計画期間とします。なお、おおむね5年ごとに計画の効果検証を行うとともに、今後の社会情勢の変化や各種計画の変更などにも対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。

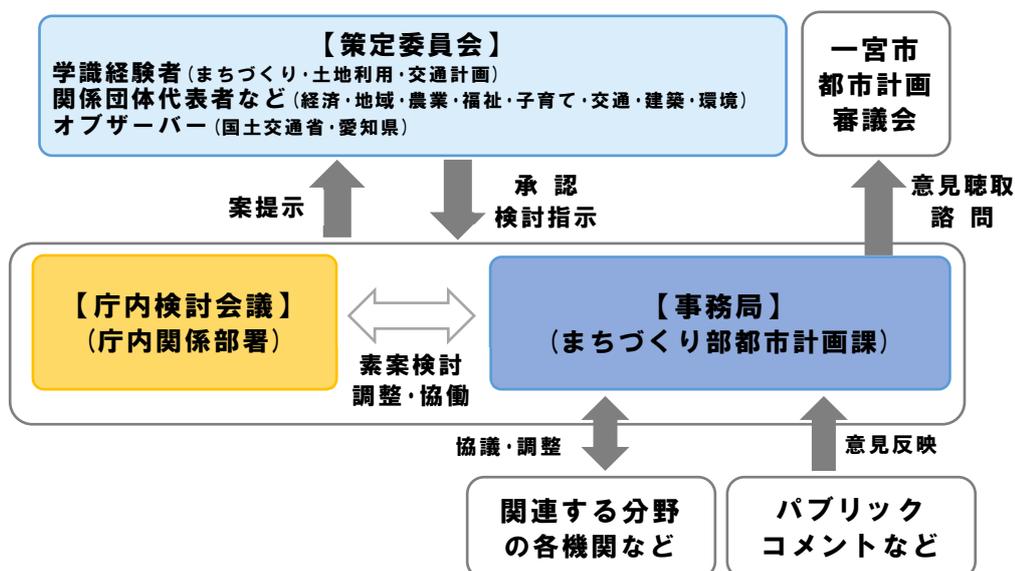
6 計画策定の流れ

(1) 検討体制

本計画は、「第7次一宮市総合計画」で示された土地利用の方針(まちづくりのイメージ)及び「一宮市都市計画マスタープラン」で示された将来都市構造^{*}に基づき、計画策定を行うことから、都市計画マスタープランとあわせ、庁内関係各課から構成される「庁内検討会議」及び有識者などで構成される「策定委員会」にて検討を進め、説明会及びパブリックコメント^{*}により、市民意見の収集・反映を行います。

また、「一宮市都市計画審議会」に意見聴取・諮問を行います。

■ 検討体制

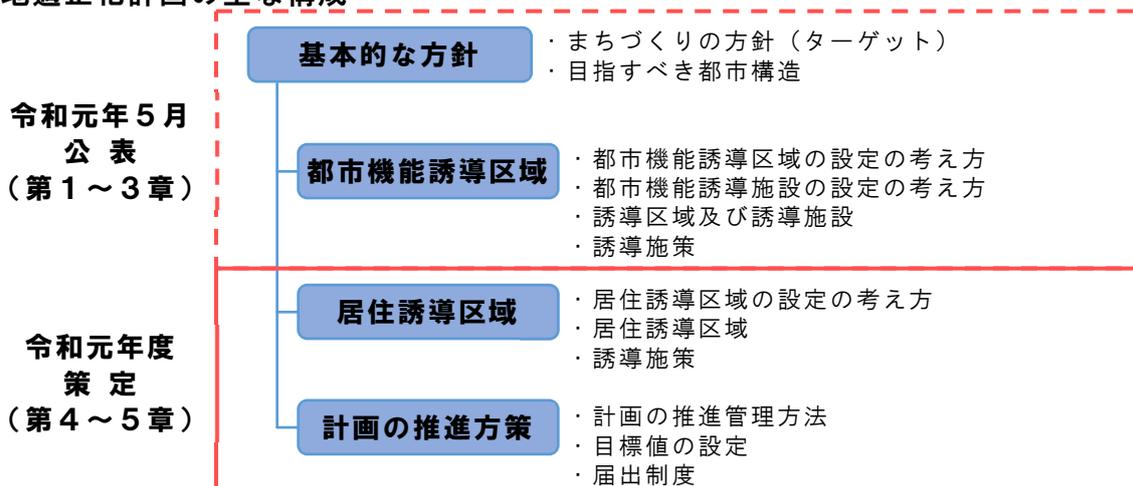


(2) 計画策定の経緯

立地適正化計画では、都市機能を誘導する【都市機能誘導区域】や、一定のエリアにおいて人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティの維持を図るために居住を誘導する【居住誘導区域】を定める必要があり、本市では、令和元年5月に都市機能の誘導に係る立地適正化計画の策定を行い、都市再生特別措置法に基づく届出制度の運用を開始しました。

本計画書は、立地適正化計画に定める都市機能及び居住誘導に係る両項目を1つの図書として取りまとめたものです。

■ 立地適正化計画の主な構成



序論 立地適正化計画について

第1章 都市構造上の課題に対する分析・整理

第2章 立地適正化計画に関する基本的な方針

第3章 都市機能誘導区域について

第4章 居住誘導区域について

第5章 計画の評価

資料編